

# OECD・BEPS 最終パッケージ公表 行動 4- 支払利子の損金算入およびその他の 金融支払を通じた税源浸食の制限

30 November 2015

## *In brief*

2012年6月にOECD/G20により開始されたBEPSプロジェクトは、2013年7月19日に公表されたBEPS行動計画に基づき議論が重ねられ、2014年9月16日の第一次提言の公表を経て、2015年10月5日に15の行動に関する最終報告書がまとめられた最終パッケージが公表されました。

行動4は支払利子その他金融費用を損金算入することによる税源浸食を防止するための制度設計上のベストプラクティスに関する勧告を策定することを目的とするものであり、120頁にわたる最終報告書が取りまとめられています。

最終報告書ではベストプラクティスの基本ルールとして、純支払利子の税務上EBITDAに対する比率が一定の比率を超過する場合に超過部分の損金算入を制限する「固定比率ルール」が推奨されたほか、それを補完するオプションとして「グループ比率ルール」や少額適用除外ルール等の採用について提言されています。

## *In detail*

### 1. ベストプラクティス・アプローチの勧告

OECDは、次のような形で多国籍企業が支払利子の損金算入効果を利用して課税所得を減少させるスキームを問題視しています。

- 第三者からの借入を高税率国に配分
- グループ内貸付を利用して第三者に対する支払利子を超える支払利子損金算入を実現
- 関連会社又は第三者からの借入を利用して非課税所得や繰延所得を創出

BEPS行動4は、このようなスキームによって高税率国において過大な支払利子その他金融費用を損金算入することによる税源浸食を防止するための国内制度を設計する上でのベストプラクティスに関する勧告を行っています。

## 2. 固定比率ルール

最終報告書では、まず、基本ルールとして、「固定比率ルール」が推奨されています。このルールは、純支払利子の税務上 EBITDA(利子・税金・償却費控除前の利得)に対する比率が「基準固定比率」を超える場合、超過部分の損金算入を制限するものです。第三者、関連会社及びグループ会社に対して支払われる利子を対象とし、原則としてすべての業種について同一の基準固定比率を設定すべきとしています。固定比率ルールは執行が容易であり、既にドイツやアメリカ等で採用されています。基準固定比率は各国が他ルールとの併用や経済状況等を考慮の上、10%から30%の範囲で設定されるべきであるとしています。

## 3. 固定比率ルールを補完するオプション

固定比率ルールのみが適用される場合、対第三者支払利子の EBITDA に対する比率が基準固定比率よりも高い業種または企業グループにおいては、対第三者支払利子の一部が損金不算入となるため過度の規制となります。財務レバレッジの高い企業グループへの影響を緩和するため、固定比率ルールを補完するルールとして「グループ比率ルール」の導入が望ましいとされています。このルールの下では、グループ全体の対第三者純支払利子の EBITDA に対する比率が基準固定比率を超過する場合は、グループ全体の比率まで利子の損金算入が認められます。そして、二重課税を防止する観点から、対第三者純支払利子の計算においてその10%を限度として上乘せすることも可能とされています。

グループ比率ルールを採用しない場合には、不合理な差別とならないよう、多国籍企業グループ及び国内企業グループに対して一貫して固定比率ルールを適用すべきとされています。また、グループ比率ルールでは、利益ベースではなくドイツ等で採用されている自己資本比率といった資産ベースの比率を利用することも認められます。

また、最終報告書では下記のオプションの採用についても提言されています。

- 少額適用除外基準(濫用防止のため、国内に複数のグループ会社がある場合は純支払利子合計額をもって判定すべきとされています)
- 公益性の高い事業の資金として使用されるローンに係る利子の適用除外
- 超過支払利子・控除余裕額の繰越、または超過支払利子の繰戻し
- 固定比率ルールだけでは対処できないスキームに対抗するための特別ルール

## 4. 今後の動向

銀行業・保険業に特有の税源浸食リスクに対処するルールの策定、グループ比率ルールの具体的な運用方法等については、2016年までの完了が予定されています。また、金融取引の移転価格税制の観点からの検討が2016年から2017年にかけて行われる予定です。

日本においては、過大支払利子税制および主として海外に親会社がある多国籍企業の日本子会社をターゲットとする過少資本税制が導入されていますが、BEPS行動4の提言を受けて海外に親会社を持たない国内グループ企業に対しても利子損金算入規制の適用が拡大する等の改正がなされる可能性があるものと思われます。

## 5. 企業への影響

行動4で提言されたベストプラクティス・アプローチは、固定比率ルールを基本ルールとしながらも各国が任意で採用しうるオプションがあり、また、各国には勧告案の導入義務はありませんが、各国共通アプローチとしての採用が見込まれます。従って、全体としては、これらのルールによって多国籍企業の支払利子の損金算入できる範囲が狭められる可能性は高いものと思われます。特に、上記の固定比率ルールおよびグループ比率ルールを前提とすると、親会社レベルで外部借入にかかる利子の支払いがあり、かつ、グループ内貸付による事業子会社への債務再配分を行っていないような場合に、親会社レベルの対第三者支払利子の損金算入が制限される可能性があります。企業は、設備投資やM&Aのための資金調達を行うにあたり、これまで以上に、利子損金算入制限規制がグループの資本コスト、更には将来の財務投資に与える影響を慎重に検討することが求められます。

2015年10月5日に公表されたBEPS行動4(Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments)の最終報告書の原文(英語)については、以下のOECDのウェブサイトをご参照ください。

<http://www.oecd.org/tax/limiting-base-erosion-involving-interest-deductions-and-other-financial-payments-action-4-2015-final-report-9789264241176-en.htm>

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

[kimihito.k.takano@jp.pwc.com](mailto:kimihito.k.takano@jp.pwc.com)

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

[yoshiyasu.okada@jp.pwc.com](mailto:yoshiyasu.okada@jp.pwc.com)

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

[hiroshi.sasaki@jp.pwc.com](mailto:hiroshi.sasaki@jp.pwc.com)

マネージャー

溝口 豪

070-1369-1310

[tsuyoshi.n.mizoguchi@jp.pwc.com](mailto:tsuyoshi.n.mizoguchi@jp.pwc.com)

PwC税理士法人は、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約520人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに208,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームであるPwC税理士法人、または日本におけるPwCメンバーファームおよび(または)その指定子会社またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)をご覧ください。